

実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るため事業主が講ずべき措置に関する指針案要綱

第一 趣旨

この指針は、労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するため、実習併用職業訓練（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第十条の二第二項に規定する実習併用職業訓練をいう。以下同じ。）の適切かつ有効な実施を図るため事業主が講ずべき措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

第二 実習併用職業訓練を実施する事業主が講ずべき措置

事業主は、実習併用職業訓練の実施に当たり、その適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 その雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と法第十条の二第二項各号のいずれかに該当する職業訓練又は教育訓練（以下「教育訓練」という。）とが相互に密接な関連を有すると認められるものとする。

二 実習併用職業訓練の期間、内容、職業能力の評価の方法その他当該実習併用職業訓練の実施に関し必

要な事項について、教育訓練を実施する機関（以下「教育訓練機関」という。）と十分に協議すること。

三 実習併用職業訓練を担当する者を選任し、教育訓練機関との緊密な連絡体制を整えること。

四 実習併用職業訓練の期間、実施場所、訓練の職種、職業能力の評価の方法、費用の負担その他実習併用職業訓練の実施に関する事項を明らかにする書面を事前に当該実習併用職業訓練を受けようとする者に交付すること。

五 職業能力の評価の方法は、客観的かつ公正な基準によって行われるものとする。

第三 実習併用職業訓練を実施する事業主が留意すべき事項

事業主は、実習併用職業訓練の実施に当たり、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）等の労働関係法令等を遵守するものとする。

第四 その他

一 この指針は、平成十八年十月一日から適用するものとする。

二 事業主は、実習併用職業訓練の実施に当たり、当該実習併用職業訓練の内容及び当該実習併用職業訓

練修了時の職業能力の評価の方法に対する技術的な助言その他の支援措置等の効果的な活用を図るもの
とすること。

別添 4 - 2

労 審 発 第 4 3 1 号
平成 1 8 年 9 月 1 3 日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 1 8 年 9 月 1 3 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 能 第 0 9 1 3 0 0 2 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 実 習 併 用 職 業 訓 練 の 適 切 か つ 有 効 な 実 施 を 図 る た め 事 業 主 が 講 ず べ き 措 置 に 関 す る 指 針 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年9月13日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るため事業主が講ずべき措置に関する指針案要綱」について

平成18年9月13日付け厚生労働省発能第0913002号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

厚生労働省発能第0913003号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱

第一 労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置として、次に掲げる措置を追加するものとする。

一 業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に関し、相談の機会を確保すること。

二 キャリア・コンサルティングを担当する者にその能力の向上に資するための講習等を受けさせること。

三 再就職のための準備として職業能力の開発及び向上を図る労働者に対して再就職準備休暇を付与すること。

四 職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するために勤務時間を短縮すること。

第二 その他

- 一 この告示は、平成十八年十月一日から適用するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

別添 5 - 2

労審発第 4 3 2 号
平成 1 8 年 9 月 1 3 日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 1 8 年 9 月 1 3 日付け厚生労働省発能第 0913003 号をもって諮問のあった「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の一部を改正する告示案案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記 .

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年9月13日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について

平成18年9月13日付け厚生労働省発能第0913003号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

厚生労働省発能第0913004号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針案要綱

第一 趣旨

この指針は、その雇用する労働者の熟練技能等（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）以下「法」という。）第十二条の二第一項の熟練技能等をいう。以下同じ。）の効果的かつ効率的な習得による職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

第二 熟練技能等に関する情報の体系的管理及び提供その他の必要な措置に関する事項

事業主は、労働者が効果的かつ効率的に熟練技能等を習得することができるようにするために、熟練技能等に関し、次のような情報の管理及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 労働者が習得する熟練技能等の目標を定めることを容易にするために、当該事業主の雇用する労働者が有する熟練技能等に関する情報の体系的管理及び提供に当たって、次の事項に配慮するものとする。

(一) 労働者が段階的かつ体系的に熟練技能等を習得することができるよう、労働者が従事する業務に要

する熟練技能等の程度ごとに情報を管理し、熟練技能等の習得の状況に応じ、当該情報を提供すること。

(二) 労働者の熟練技能等の継承に係る基本方針、当該基本方針に基づく熟練技能等の継承の取組の実施に関する計画及びこれらに基づき実施する職業訓練、職業能力検定等に関する情報を提供すること。

(三) 熟練技能等の習得に資する教育訓練、職業能力検定等に関する情報を提供すること。

二 法第十一条第一項の計画を作成するに当たっては、労働者が段階的かつ体系的に熟練技能等を習得することができるように配慮するものとする。

三 労働者が実務の経験等を通じて熟練技能等を習得することができるようにするために、労働者の配置その他の雇用管理について、次の事項に配慮するものとする。

(一) 労働者が熟練技能等を必要とする業務に従事する機会の確保

(二) 労働者が業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、熟練技能等を修得することができるようにするため、熟練技能等を有する労働者の配置、定年の引上げ、継続雇用その他

の雇用管理

(三) 労働者が習得した熟練技能等の有効活用を図るため、当該熟練技能等の十分な発揮が可能となるような的確な配置及び処遇

四 熟練技能等を習得する意欲を高めるため、その雇用する労働者に職業能力検定を受けさせること、その雇用する労働者を技能に関する競技大会に参加させること等の適切な措置を講ずるよう配慮するものとすること。

第三 事業主が労働者の熟練技能等の習得を促進するための措置を講ずるに当たって留意すべき事項

一 法第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓練、法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練その他熟練技能等の習得について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる教育訓練を効果的に活用するものとすること。

二 その雇用する労働者の熟練技能等の効果的かつ効率的な習得に関する技術的な助言、キャリア形成促進助成金その他の支援措置等の効果的な活用を図るものとすること。

第四 その他

この指針は、平成十八年十月一日から適用するものとすること。

労 審 発 第 4 3 3 号
平成 1 8 年 9 月 1 3 日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 1 8 年 9 月 1 3 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 能 第 0 9 1 3 0 0 4 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 労 働 者 の 熟 練 技 能 等 の 習 得 を 促 進 す る た め に 事 業 主 が 講 ず る 措 置 に 関 す る 指 針 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年9月13日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「労働者の熟練技能等の習得を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針案要綱」について

平成18年9月13日付け厚生労働省発能第0913004号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

厚生労働省発能第0913005号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「職業能力開発促進法第二十六条の六第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年9月13日

厚生労働大臣 川崎 二郎

職業能力開発促進法第二十六条の六第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案要綱

第一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十六条の六第二項第

二号の事業協同組合等の承認に関する基準は、次のいずれにも該当するものとする。

一 法第二十六条の六第二項第二号の相談及び援助として、次に掲げる事業を実施し、又は実施することを予定していること。

(一) 法第二十六条の六第一項の訓練担当者（以下「訓練担当者」という。）の確保を容易にするための、好事例の収集及び提供に係る事業

(二) (一)のほか、訓練担当者が雇用される事業所における雇用管理等に係る講習会の開催、相談指導、先進的な事例に関する見学会の開催等の事業

二 一の事業を行うのに適当と認められる事務処理の体制が整備されていること。

三 その構成員たる法第二十六条の六第二項第一号の中小事業主（以下「構成中小事業主」という。）の三分の一以上が、実習併用職業訓練を実施し、又は実施することを予定していること。

四 構成中小事業主の委託を受けて訓練担当者の募集を行うに当たり、その募集に係る労働条件その他の

募集の内容が適切なもので、かつ、労働者の利益に反しないことが見込まれること。

第二 その他

この基準は、平成十八年十月一日から適用するものとする。

別添 7 - 2

労審発第 4 3 4 号
平成 1 8 年 9 月 1 3 日

厚生労働大臣
川崎 二郎 殿

労働政策審議会
会長 菅野 和夫

平成 1 8 年 9 月 1 3 日付け厚生労働省発能第 0913005号をもって諮問のあった「職業能力開発促進法第二十六条の六第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成18年9月13日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

職業能力開発分科会
分科会長 今野 浩一郎

「職業能力開発促進法第二十六条の六第二項第二号の規程に基づき厚生労働大臣が定める基準案要綱」について

平成18年9月13日付け厚生労働省発能第0913005号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、妥当と認める。

職業能力開発促進法及び中小企業労働力確保法の一部を改正する法律の施行に伴う 省令及び告示の改正案等について(実習併用職業訓練関係の概要)

1. 省令において定める事項について

- (1)「青少年」の範囲
認定実習併用職業訓練の対象となる「青少年」の範囲を15歳以上35歳未満(満15歳の最初の4月1日を迎えていない者は除く。)と定める。
- (2)実習併用職業訓練実施計画の認定申請手続
認定申請手続については、必要な実施計画認定申請書に実施計画等を添付して厚生労働大臣に提出すること。
申請は(独)雇用・能力開発機構を経由して行うことができる。
- (3)実習併用職業訓練実施計画の記載事項
法に規定しているもの(対象者、期間及び内容、職業能力開発の評価の方法並びに訓練担当者)以外に、次の事項を実施計画に記載すべき事項として定める。
 - ・ 実習併用職業訓練並びにこれを行う上で必要となる実習及び講習の総時間数(以下「総時間数」という。)
 - ・ 総時間数のうち、実習併用職業訓練に係る実習等と座学等のそれぞれの時間数
- (4)実習併用職業訓練実施計画の認定基準
実習併用職業訓練の認定基準として、次の事項を定める。
 - ・ 実習併用職業訓練の実施期間が6か月以上2年以下であること。
 - ・ 実習併用職業訓練により習得された職業能力の評価方法が客観的であること。
 - ・ 総時間数を1年間当たりの時間数に換算した時間数が850時間以上であること。
 - ・ 実習等の時間数の総時間数に占める割合が2割以上8割以下であること。
- (5)認定実習併用職業訓練の表示
認定事業主が、認定を受けている旨の表示をする場合は、その表示方法は「認定実践型人材養成システム」という文字を用いること。また、表示をすることができるものとして、次に掲げるものを定める。
 - ・ 労働者の募集の広告又は文書
 - ・ 事業主の広告
 - ・ 事業主の営業所、事業所その他の事業場
 - ・ インターネットを利用した方法により公衆が閲覧する情報

2. 指針等において定める事項について

- (1)実習併用職業訓練を実施する事業主が講ずべき主な措置は次のとおり。
 - ・ 実習併用職業訓練における実習と座学を相互に関連づけること。
 - ・ 実習併用職業訓練の実施期間や内容等の実施に関し必要な事項について、座学を実施する教育訓練機関と十分に協議すること。
 - ・ 実習併用職業訓練の担当者を選任し、教育訓練機関との緊密な連絡体制を整えること。
 - ・ 期間、実施場所、訓練の職種等の実習併用職業訓練の実施に関する事項を明らかにする書面を事前に実習併用職業訓練の希望者に交付すること。
 - ・ 職業能力評価の方法が客観的かつ公正な基準であること。
- (2)実習併用職業訓練を実施する事業主が留意すべき事項は次のとおり。
 - ・ 労働関係法令等を遵守すること。

3. 支援策について

- (1)試行雇用奨励金制度の改正
試行雇用奨励金を受けられる者として次の者を追加する。
○次のいずれかに該当する事業主
 - ① 35歳未満の者を公共職業安定所の紹介により期間を定めて雇用する労働者として雇い入れ、当該労働者に対して青少年雇用創出認定計画に基づく改善事業を実施する事業主
 - ② 35歳未満の新規学卒者(職業安定法施行規則第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。)を同項に規定する施設の長の紹介により期間を定めて雇用する労働者として雇い入れ、当該労働者に対して青少年雇用創出認定計画に基づく改善事業を実施する事業主
- (2)キャリア形成促進助成金制度の改正
青少年雇用創出認定計画に基づき、その雇用する被保険者に、実践的な職業能力又は熟練技能等の習得のために必要な職業訓練等に取り組む中小企業者を中小企業雇用創出等能力開発助成金の支給対象とする。
＜助成額＞次に掲げる額を助成する。
 - ア) 事業所内のOFF-JTの運営に要した経費について算定基準に基づき算定した額の1/2の額
 - イ) 教育訓練施設に委託して行う教育訓練に係る入学金及び受講料について算定基準に基づき算定した額の1/2の額
 - ウ) OJTの運営に要した経費(厚生労働大臣が定めるものに限る。)について算定基準に基づき算定した額の1/2の額
 - エ) 教育訓練(OJTを除く。)期間中に支払った賃金額に相当する額として算定基準に基づき算定した額の1/2の額

労働政策審議会委員名簿

(H18.7.3現在)

(公益代表委員)

- | | | |
|--------|---|------------------------|
| ○ 今田幸子 | ☆ | 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員 |
| 今野浩一郎 | | 学習院大学経済学部経営学科教授 |
| 齋藤邦彦 | | 財団法人労災ケアセンター理事長 |
| 菅野和夫 | | 明治大学法科大学院教授 |
| 諏訪康雄 | | 法政大学大学院政策科学研究科教授 |
| 清家篤 | | 慶應義塾大学商学部教授 |
| 西村健一 | ☆ | 京都大学大学院法学研究科教授 |
| 林紀子 | ☆ | 弁護士 |
| 横溝正 | ☆ | 弁護士 |
| 和田攻 | | 埼玉産業保健推進センター所長 |

(労働者代表委員)

- | | | |
|--------|---|----------------------|
| ○ 弥富洋子 | ☆ | 日本食品関連産業労働組合総連合会政策局長 |
| 岡本直美 | ☆ | NHK関連労働組合連合会議長 |
| 加藤藤裕治 | | 全日本自動車産業労働組合総連合会会長 |
| 小出幸男 | | JAM会長 |
| 古賀伸明 | | 日本労働組合総連合会事務局長 |
| 中嶋悦雄 | | 全国電力関連産業労働組合総連合会会長 |
| 土屋哲世 | | 全日本運輸産業労働組合総連合会執行委員長 |
| 丸山建藏 | | 国公総連労働組合連合会委員長 |
| 森嶋正治 | | 情報産業労働組合連合会中央執行委員長 |
| 山口洋子 | ☆ | 日本労働組合総連合会副事務局長 |

(使用者代表委員)

- | | | |
|-------|---|------------------------|
| 伊藤藤雅 | ☆ | オーデリック株式会社代表取締役社長 |
| 井手明子 | ☆ | 株式会社NTTドコモ執行役員社会環境推進部長 |
| 内海房子 | ☆ | NECソフト株式会社執行役員 |
| 岡部正彦 | | 日本通運株式会社代表取締役会長 |
| 勝俣恒久 | | 東京電力株式会社取締役社長 |
| 加藤藤丈 | | 富士電機ホールディングス株式会社相談役 |
| 紀陸孝子 | ☆ | 社団法人日本経済団体連合会専務理事 |
| 齋藤朝子 | | 株式会社山翠楼代表取締役社長 |
| 佐々木光男 | | 全国中小企業団体中央会副会長 |
| 柴田昌治 | | 日本ガイシ株式会社代表取締役会長 |

(敬称略)

注) ○印は会長
☆印は女性

労働政策審議会職業能力開発分科会

(五十音順)

(平成18年9月12日現在)

【公益代表】

◎ 今野浩一郎	学習院大学経済学部 教授
江上節子	東日本旅客鉄道(株)顧問、早稲田大学・大学院客員教授
黒澤昌子	政策研究大学院大学 教授
玄田有史	東京大学社会科学研究所 助教授
佐藤博樹	東京大学社会科学研究所 教授
水町勇一郎	東京大学社会科学研究所 助教授

【労働者代表】

井上久美枝	政府関係法人労働組合連合 書記長
大江拓実	全国建設労働組合総連合 書記次長
小栗啓豊	日本基幹産業労働組合連合会 顧問
中村正武	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 中央執行委員長
西原浩一郎	全日本自動車産業労働組合総連合会 副会長
長谷川裕子	日本労働組合総連合会 総合労働局長

【使用者代表】

河西晋二郎	株式会社日立製作所 執行役常務
草浦征史	清水建設株式会社 執行役員人事部長
五嶋耕太郎	石川県中小企業団体中央会 会長
鈴木正人	日本経済団体連合会 常務理事
中村紀子	株式会社ポピンズコーポレーション 代表取締役
山野壽子	株式会社ビューティートップヤマノ 代表取締役 副会長

(◎は分科会長)